

静岡県もりづくり県民税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年12月25日

静岡県知事 鈴木 康 友

静岡県条例第54号

静岡県もりづくり県民税条例の一部を改正する条例

静岡県もりづくり県民税条例（平成17年静岡県条例第88号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（個人の県民税の均等割の税率の特例） 第 2 条 平成18年度から平成25年度まで、<u>令和 6 年度及び令和 7 年度</u>の各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第 3 条の規定にかかわらず、地方税法（昭和25年法律第 226号。以下「法」という。）第38条に定める額に400円を加算した額とする。 2 （略） （法人の県民税の均等割の税率の特例） 第 3 条 平成18年 4 月 1 日から<u>令和 8 年 3 月 31 日</u>までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は当該期間における法第52条第 2 項第 4 号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第 3 条の規定にかかわらず、法第52条第 1 項の表の上欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に、当該額に100分の 5 を乗じて得た額を加算した額とする。	（個人の県民税の均等割の税率の特例） 第 2 条 平成18年度から平成25年度まで<u>及び令和 6 年度から令和12年度までの</u>各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第 3 条の規定にかかわらず、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第38条に定める額に400円を加算した額とする。 2 （略） （法人の県民税の均等割の税率の特例） 第 3 条 平成18年 4 月 1 日から<u>令和13年 3 月 31 日</u>までの間に開始する各事業年度又は当該期間における法第52条第 2 項第 3 号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第 3 条の規定にかかわらず、法第52条第 1 項の表の上欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に、当該額に100分の 5 を乗じて得た額を加算した額とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の改正（「令和 8 年 3 月 31 日」を「令和13 年 3 月 31 日」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。